

倉敷市水道局工事請負契約約款 請負代金内訳書の提出に係る改正の新旧対照表

次の箇所について、令和５年４月１日以降の契約締結分から適用の予定です。

改 正 後	改 正 前
第１条～第２条 （略） （工程表及び請負代金内訳書） 第３条 受注者は、設計図書に基づいて工程表を作成し、工事着手の時期までに発注者に提出しなければならない。 ２ 受注者は、 <u>この契約締結後１４日以内に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。</u> ３ 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 第４条～第５８条 （略）	第１条～第２条 （略） （工程表及び請負代金内訳書） 第３条 受注者は、設計図書に基づいて工程表を作成し、工事着手の時期までに発注者に提出しなければならない。 ２ 受注者は、発注者が請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めたときは、請求があつてから１４日以内に内訳書を発注者に提出しなければならない。 ３ 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 第４条～第５８条 （略）